



WORK PLAZA Cooperative

企業組合ワークプラザ®

世界から日本へ・日本から世界へ

From the World to Japan・From Japan to the World

企業案内

Company Profile



当組合は 2004 年の設立以来、「**世界から日本へ。日本から世界へ。**」を合言葉に、世界中の就労意欲ある外国人財を受入れ、あらゆる職種の多様な人財ニーズにお応えして参りました。求人者様、求職者様がお互いに満足のいくマッチングができ、末長く、円滑な関係を築けるよう日々お手伝いさせていただいております。そのために必要なことは、ミスマッチングを避けるためのきめ細かいヒアリングと受入れ後の就労・生活支援だと私共は考えております。時には結婚を取り持つ仲人さんのように、労使関係の仲立ちをさせていただくこともございます。昨今の日本のさまざまな労働市場における課題を解決すべく、世界の人財に多様な就労機会を創出し、企業の皆さまには新たな雇用を創出させていただくことで、より豊かな多文化共生社会の樹立と、より希望に満ちた社会の実現を目指し、更なる努力を続けて参ります。

代表理事 西澤 敏彦

Vision

私たちは
アジア全域を事業対象に
**外国人財の
総合商社（トレーディング）**
の役割を担います。
**外国人財の
総合就労・生活支援（サポート）**
を体制化します。
**外国人財の
総合人的連携網（ネットワーク）**
を構築します。

Mission

私たちは
アジア全域を事業対象に
世界の人財に**多様な就労機会**を創出し
世界に羽ばたく**人財育成支援**
世界に羽ばたく**企業成長支援**
を通じて、労働市場のグローバル
スタンダード化と、労使の相互が
成長する環境設定を確立することで、
より良い日本国の**外国人共生社会**の
樹立を目指します。

Value

私たちは
アジア全域を事業対象に
多国籍のプロメンバーで運営
経験豊富なメンバーから国内のあらゆる
ビザの提案が可能です。
20 年以上の就労・生活支援実績を保有
あらゆる成功、トラブル解決事例で
安心な受入れ支援が可能です。
協力な人的ネットワークを確立
政府機関、優良な人材紹介機関、
過去に日本での就労・生活経験ある
外国人財との連携が可能です。

会社名

企業組合ワークプラザ（英記：Work Plaza Cooperative）

役員

代表理事 西澤 敏彦 **副理事長** 青木 祥 **専務理事** 平澤 太郎 **常務理事** 大嶋 尚美
理事 田島 圭一 **理事** 高島 宏行 **監事** 伊藤 聡 **顧問** 前川 博之

設立

2004年12月27日

許可・認可

【設立認可番号】 長野県指令 16 産振第 43 号の 22

【有料職業紹介】 20 - ユ - 300160 【登録支援機関】 22 登 -007541

所在地

〒385-0051 長野県佐久市中込 2826 番地 3 佐久シティハイツ 1 階 TEL.0267-64-6406

海外事務所

ベトナム ダナン事務所

21st floor, 252 Vo Nguyen Giap Street, Son Tra District, Da Nang City, Viet Nam

台湾 桃園事務所

台湾桃園市大園區領航北路四段 358 號 2 樓

インドネシア バリ事務所

Jl. Tukad Badung No. XVI Renon, Denpasar Selatan Kota Denpasar-Bali-Indonesia

中国 大連事務所

中国大連市中山区五五路銘仕國際 A1103 116001

カンボジア プノンペン事務所

Siri Tower 6th Floor, 104 Russia Blvd, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

フィリピン マニラ事務所

Rm. 201, 2028 203 CYA Corporate Bldg., 282, EDSA Extn., Pasay City, Phillippinse

ネパール カトマンズ事務所

Kizuna solutions pvt. 44660 Basundhara Kathmandu Nepal green city hospital road.

バングラデシュ事務所

37 Purana Paltan Line, Dhaka 1000

事業内容

有料職業紹介事業、無料職業紹介事業、在日外国人に対する生活支援事業
登録支援機関として行う特定技能外国人支援事業、通訳・翻訳事業

- | | | |
|--|--|---|
| 01. LIFE VISION 協同組合
長野県佐久市中込 3083 番地 1 | 17. 日新事業協同組合
長野県諏訪市四賀 2419 地 1 | 33. 東関東貿易促進事業協同組合
千葉県佐倉市上座 1428-9 |
| 02. 東海人材支援事業協同組合
愛知県碧南市岬町五丁目 66 番地 | 18. さくらネットワーク・システム協同組合
北海道札幌市中央区大通西 13-4-104 5F | 34. 協同組合ラフマト
茨城県つくば市榎戸 433 番地 2 |
| 03. 近畿人材支援事業協同組合
大阪市中央区上本町西 1-1-5 8F | 19. ライフケア医療介護事業協同組合
東京都新宿区西新宿 7-5-25 | 35. グローバル新正協同組合
三重県四日市市新正 4 丁目 7 番地 8 |
| 04. 東日本人材協同組合
栃木県足利市伊勢町 1 丁目 7-12 | 20. I・P・T 協同組合
愛知県名古屋市中村区名駅南 1-14-24 | 36. 協同組合 TOYOWORLDING
愛知県名古屋市中熱田区神宮 2 丁目 2-7 渡辺ビル 3F |
| 05. 中四国人材支援事業協同組合
岡山県岡山市北区今 2-6-107 4F | 21. 未来ネットワーク協同組合
千葉県佐倉市ユウカリが丘 1-50-1 | 37. ワールドチアーズ協同組合
東京都稲城市東長沼 945-4 ガーデンパレス矢野口 3F |
| 06. TOYO 協同組合
東京都江戸川区平井 4-7-7 アモンビル 2F | 22. アジアビジネスソリューション協同組合
静岡県浜松市中区高岡北 1-38-10 | 38. ポラリス事業協同組合
北海道札幌市北三十八条西 7 丁目 1-10 シティハム西麻布 1F |
| 07. 彩の国匠事業協同組合
東京都千代田区神田東松下町 26-1 | 23. アジア振興事業協同組合
愛知県名古屋市中区水島町 1-1-1 | 39. つばめ協同組合
香川県三豊市詫間町松崎 2790 番地 4 |
| 08. AIP 協同組合
愛知県海部郡大治町長牧字浦畑 142 | 24. 秀真産業協同組合
東京都港区虎ノ門一丁目 5 番 16 号地 1 | 40. WHC 協同組合
長野県松本市沢村 3-4-47 |
| 09. はなみずき事業協同組合
愛知県江南市古知野町宮裏 23 | 25. 群馬県解体工事業協同組合
群馬県みどり市笠懸町阿左美 494-2 | 41. OLC 協同組合
埼玉県さいたま市南区文蔵 3-28-10 ニューシャトー 202 |
| 10. アイアジア国際交流協同組合
北海道帯広市西四条南 15-9 共栄ビル | 26. 日本国際人材開発支援協同組合
岐阜県岐阜市加納清野町 20 | 42. 多文化共生互助事業協同組合
愛知県一宮市小信中島字西五反田 34-1 |
| 11. 東京クリエイティブ協同組合
東京都北区赤羽 2-69-2 千秀ビル 9F | 27. アートフレンド協同組合
東京都清瀬市下清戸 1 丁目 154 番地 13 | 43. JLEF 共生互助事業協同組合
東京都千代田区麹町 5 丁目 3 番 4 号 |
| 12. 東京医療介護用品事業協同組合
東京都江戸川区北葛西 1-22-17 | 28. みらい共生協同組合
東京都江東区亀戸 7-5-8 1F | 44. G・F・K 協同組合
東京都江東区亀戸 2-28-3 アセッツ亀戸 050A |
| 13. 亜細亜人材支援協同組合
埼玉県新座市野火止 1-13-15 | 29. 協同組合アジア総合技術協力会
東京都国分寺東元町 2-13-15 | 45. アジア国際交流事業協同組合
愛知県一宮市栄 4-11-14 |
| 14. 建設事業ネットワーク協同組合
埼玉県春日部市豊野町 2-32-19 | 30. 環境サンアール事業協同組合
愛知県豊田市三軒町 8 丁目 22 番地 1 日栄ビル 3 階 | 46. 高志協同組合
富山県富山市綾田町 1-34-5 |
| 15. 21 世紀マンパワー事業協同組合
東京都中央区日本橋小伝馬町 16-19 3F | 31. 協同組合ペイジア
東京都千代田区麹町 5-3-4 麹町 秋山ビルディング 4F | 47. ACE 協同組合
岡山県岡山市北区清輝橋 3-3-1 清輝橋マンション 303 |
| 16. AHSC 協同組合
長野県長野市若里 5 丁目 2-23 | 32. ハンドワーク協同組合
岐阜県各務原市川島笠田町 5-65 | 48. 協同組合ニュートラルプラン
岡山県岡山市北区清輝橋 3-2-22 晴オフィス 202 号室 |

永住者

出入国管理及び難民認定法の定める職業に就く限り制限はないです。また、在留資格更新のための手続きなどは不要です。
該当例 おおむね10年以上継続して日本に在留している者。素行が善良で、独立の生計を営むに足る資産または技能を有することなど。
在留期間 無期限

定住者

在留活動上の制限はなく、公序良俗に反する仕事以外どのような職業にも就くことができますが、在留期間が決められているので、在留期間の更新手続きが必要です。
該当例 日系人やその配偶者、「定住者」の実子、日本人や永住者の配偶者の実子（いわゆる連れ子）など。
在留期間 3年または1年 ※更新可能

技術・人文知識・国際業務

従事しようとする業務に必要な技術または知識に係る科目を専攻していることが要件となり、そのためには、大学・専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務が関連していることが必要です。
該当例 機械工学等の技術者、ITエンジニア、通訳・翻訳、ホテルフロント、デザイナー、語学講師など
在留期間 5年、3年、1年または3ヵ月 ※更新可能

特定活動（ワーキング・ホリデー）

18歳以上30歳以下の若者が対象です。労働時間に制限はなく、労働基準法を遵守すれば留学ビザのような週28時間という制限に悩むことはありません。
【技術・人文知識・国際業務】、【特定技能】への切替も可能です。
該当例 主にアルバイト従業員（ホテル・旅館、飲食店、軽作業工場など）※派遣も可能です。
在留期限 1年

特定活動（インターンシップ）

海外の大学生が教育課程の一環として研修を行い、研修修了後、単位認定される制度です。【技能実習】、【技術・人文知識・国際業務】、【特定技能】への移行が可能です。
該当例 介護、農業、IT、建設、ホテル・旅館など
在留期限 1年または6ヵ月

留学生支援プログラム

本邦の日本語学校で留学生として勉学に励みながら、週28時間以内のアルバイトを通じて基礎業務を学び、卒業後はそのまま就労ビザに切り替えて即戦力として長期雇用ができるプログラムです。
受入れ企業様には留学生が各種試験の合格へ向けて集中できる環境作りに協力を頂き、長期雇用を見据えて留学生が適切に活動できるよう支援します。
該当例 介護、外食、ホテル・旅館、製造工場など
在留期限 最長2年 その後は就労ビザに切り替えて長期雇用

特定技能

我が国の深刻な人手不足に対応するために、2019年4月に新設された在留資格です。14の特定産業分野に限り、幅広い就労が可能です。学歴要件や実務経験は不問で、技能水準・日本語能力水準の試験に合格する必要があります。技能実習2号を修了している場合は試験の要件が免除されます。
該当例 ①介護業 ②ビルクリーニング業 ③素形材産業 ④産業機械製造業 ⑤電気・電子情報関連産業 ⑥建設業 ⑦造船・舶用業
該当例 ⑧自動車整備業 ⑨航空業 ⑩宿泊業 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業
在留期限 1年、6ヵ月または4ヵ月 ※更新可能（最長5年）

技能実習

技能等の適正な修得・習熟が目的です。労働力の需給の調整手段として行われてはなりません。
該当例 82職種146作業（2020年2月25日現在）
在留期限 5年、3年、1年または6ヵ月



WORK PLAZA Cooperative
企業組合ワークプラザ®

【有料職業紹介事業所】

特定技能外国人

ワーキングホリデー人財

技術・人文知識・国際業務

インターンシップ大学生

留学生支援プログラム

在日外国人



企業組合ワークプラザ提携
全国監理団体グループ

外国人技能実習生

特定技能外国人

